

学校法人産業医科大学学費等収納規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人産業医科大学会計規則（昭和53年規則第5号。以下「会計規則」という。）第21条の規定に基づき、学費、受講料及び手数料の収納に関して必要な事項を定めるものとする。

(収納責任者)

第2条 学費、受講料及び手数料の収納責任者は、現金出納役をもって充てるものとする。

(納入期限)

第3条 産業医科大学学則（昭和52年12月21日。以下「大学学則」という。）第29条及び第41条並びに産業医科大学大学院学則（昭和59年3月19日。以下「大学院学則」という。）第33条及び第33条の9に基づく入学料の納入期限は、入学手続の期間の末日とする。

2 産業医科大学医学部の入学の許可を得ようとする者で公益財団法人産業医学振興財団（以下「振興財団」という。）に対し修学資金の貸与の申請を行ったものの入学料の納入期限は、前項の規定にかかわらず、入学料から修学資金として貸与される入学料相当額を控除した額は入学手続期間の末日までとし、修学資金として貸与される入学料相当額は、入学した年度の4月30日までとする。

3 大学学則第30条の授業料、施設設備費及び実験実習費並びに大学院学則第33条に基づく授業料（以下「授業料等」という。）の納入期間は、次のとおりとする。

(1) 前学期分 4月1日から4月30日まで

(2) 後学期分 10月1日から10月31日まで

4 大学学則第41条に基づく特別聴講学生、聴講生及び科目等履修生にかかる授業料の納入期間は、次のとおりとする。

(1) 授業が前学期に始まる場合 4月1日から4月30日まで

(2) 授業が後学期に始まる場合 10月1日から10月31日まで

5 大学学則第41条に基づく研究生にかかる授業料の納入期限は、研究期間を6か月ごとの2期に区分したそれぞれの期の当初の月の末日までとする。

6 大学院学則第33条の8及び第33条の9に基づく特別聴講学生、特別研究学生及び科目等履修生にかかる授業料の納入期限は、授業科目の履修又は研究指導を受ける期間を6か月ごとの2期に区分したそれぞれの期の当初の月の末日までとする。ただし、授業科目の履修又は研究指導を受ける期間が6か月未満であるときは、当該期の当初の月の末日までとする。

7 産業医科大学産業医学基本講座規則（昭和59年規則第9号）第15条に基づく受講料の納入期限は、受講手続の期間の末日とする。

(納入方法)

第4条 学費及び受講料の納入は、原則として学校法人産業医科大学が指定する金融機関口座（以下「大学指定口座」という。）に振込依頼書（様式第1号）をもって振込により行うものとする。

2 前条第3項に規定する授業料等のうち入学した年度の後学期以降にかかる納入の場合においては、前項に規定する納入方法のほか、学生等が指定する銀行口座（以下「学生指定口座」という。）から大学指定口座へ振替ること（以下「口座振替」という。）による納入方法を選択できるものとし、この口座振替による納入期限は同項の規定にかかわらず、別表1に定める口座引落日とする。

3 振興財団に対し修学資金の貸与の申請を行った者の修学資金として貸与される授業料等相当額は、前2項の規定にかかわらず、別途口座振替により行うものとする。

- 4 手数料は、産業医科大学証明書交付に関する取扱要項（令和6年3月6日）第2条第2項に規定する証明書発行サービスを用いて、別表第2に定める額及びシステム利用料を申請と同時に納入するものとする。

（領収書の発行）

第5条 前条第1項の規定により納入された学費及び受講料の領収書は、前条に規定する金融機関の領収書をもって、これに代えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項に規定する口座振替により納入された授業料等の領収書の発行は行わないただし、学生等が領収書の発行を申し出たときは、現金出納役が発行する。

- 3 前条第4項の規定により納入された手数料の領収書の発行は行わない。ただし、学生等が領収書の発行を申し出たときは、現金出納役が発行する。

（納入の督促）

第6条 第3条に規定する納入期限までに学費の納入がなかったときは、本人又は保証人に納入の督促を行うものとする。

（未納者についての報告）

第7条 収納責任者は、納入期限内に学費を納入しなかった学生の名簿を産業医科大学長に報告しなければならない。

（学費台帳の整備）

第8条 収納責任者は、学費台帳（様式第2号）を備え付け、収納の状況を記帳しなければならない。

（附則については省略）

別表 1

学 期	口座引落日
前 学 期	5月23日
後 学 期	11月6日

ただし、口座引落日が金融機関の休業日である場合は翌営業日を口座引落日とする。

別表 2

種 類	金 額	システム利用料	主 管 課
追 試 験 料	1科目につき 1,000円	100円	教 務 課 (医学部、産業保健学部)
再 試 験 料	1科目につき 2,000円		
学生証再発行手数料	1枚につき 3,000円		学 生 支 援 課

（注）追試験料は、次に掲げる理由で試験を受験できなかった場合には無料とすることができる。

- 1 3親等以内の血族又は姻族が死亡したとき。
- 2 災害、交通事故その他の不可抗力により登校することができなかったとき。
- 3 前各号に掲げる場合のほか、学長が特に理由があると認めたとき。